

子ども・子育て支援システムの標準化に伴う
標準準拠システム調達に係る情報提供依頼書(RFI)

令和5年8月

千歳市こども福祉部こども政策課

1. 情報提供依頼(RFI)の背景と目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」が令和3年9月1日に施行され、地方公共団体は住民記録や税務など住民情報を扱う20業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステム(以下、「標準準拠システム」)に移行することが求められています。現在、千歳市(以下、「当市」)では、国が目標として定める令和7年度末までに標準準拠システムへ移行することを目指して、移行計画の策定を進めています。令和7年度末までの標準準拠システムへの移行の実現に向けては、移行スケジュールに合わせて、標準準拠システムが情報システム開発事業者(以下、「事業者」)様から提供されるとともに、標準準拠システムへの移行に係る業務支援を確実に受けられる必要があります。子ども・子育て支援システムの標準化に係る情報提供依頼(RFI)(以下、本RFIとする。)は今後の移行計画の詳細化のため、各事業者様の標準準拠システムの開発状況、当市への提供意向および標準準拠システムの導入・運用費用等について把握することを目的としています。

2. 本RFIのスケジュール等

実施手順

(1) 実施期間: 令和5年8月21日(月)から令和5年9月15日(金)まで

(2) 参加表明

本RFIへ参加する場合は、令和5年8月31日(木)までに、下記連絡先までにメールにてご連絡願います。なお、様式等の指定はありません。参加表明のあった事業者様にのみ、回答様式をメールにて提供いたします。

(3) 本RFIに関する質問事項の受付期間

質問事項等がある場合、令和5年8月31日(木)までに、下記連絡先までにメールにて「様式5質問票」のご提出をお願いします。

(4) 質問事項の回答日および回答方法

回答日: 令和5年9月8日(金)予定。

回答方法: 質問事項に対する回答を、事業者名を伏せ、全参加事業者の連絡担当者へメールにて送付。

(5) 参加辞退

参加表明後に辞退する場合、令和5年9月11日(月)までに、下記連絡先までにメールにて「様式1辞退届」のご提出をお願いします。

(6) 情報提供依頼回答書の提出期限

令和5年9月15日(金)までに、下記連絡先までにメールにて、様式2～4のご提出をお願いします。

【送付先および連絡先】

郵便番号: 〒066-8686

住所: 北海道千歳市東雲町2丁目34番地

所属: こども福祉部こども政策課

担当者: 高橋

電話: 0123-24-0340(直通) FAX 番号: 0123-23-6700

メールアドレス: kodomoseisaku@city.chitose.lg.jp

3. 情報提供依頼内容

(1)本 RFI の範囲

子ども・子育て支援システム標準仕様書【第 1.1 版】で示されている範囲。

(2)依頼事項

(ア)子ども・子育て支援システムに関する当市の確認事項に対する回答。

(イ)同システムの機能・帳票要件における当市の要望やそのほか確認事項に対する回答。

(ウ)同システムへの移行および移行後の保守等にかかる費用。

上記以外に資料等があれば、加えてご提出を依頼します。また、各様式に記載しきれない場合や図表を用いた提案をご提出いただける場合は、任意の様式でも可とします。

4. 提供資料一覧

(1)本 RFI に関して当市から提供する資料は以下のとおりです。

資料名	資料の説明	提出可否
子ども・子育て支援システムの標準化に伴う標準準拠システム調達に係る情報提供依頼書(RFI)	本資料	—
【様式1】辞退届	本 RFI への参加辞退届	△
【様式2】確認事項	調達範囲やスケジュールのほか、当市からの確認事項に対する、回答様式	◎
【様式3-1】必要な機能(機能要件)一覧 【様式3-2】必要な機能(帳票要件)一覧	子ども・子育て支援システムの機能・帳票要件において、当市の要望や確認事項等を整理した一覧表、かつ、当該要望等への回答様式	◎
【様式4】費用見積様式	移行および移行後の保守費用の見積様式	◎
【様式5】質問票	貴社から質問がある場合にご記入いただく様式	△

◎:提出必須 △:必要の場合のみ提出 —:提出不要

(2)情報提供依頼回答書に対するヒアリング

ご提出いただいた情報提供依頼回答書につきましては、当市および本業務に関する支援業務の受託事業者にて確認させていただき、その内容について必要に応じてヒアリングをさせていただく場合がございますので、ご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

(3)今後の予定について

本 RFI の結果等を基に、標準準拠システムへの移行計画を詳細化します。

5. 留意事項

- (1) 本 RFI に際し、今後の調達等において特に優遇または不利な取り扱いが行われることはありません。
- (2) 本 RFI に係る一切の費用は全て情報提供者の負担とします。
- (3) 提供された情報は、当市関係部門における検討のほか、国への状況報告・課題報告のために利用させていただく場合があります。また、提出された資料は返却しません。
- (4) 本 RFI に伴い、当市が提供する資料および質問回答の内容は、本 RFI 以外の目的による使用を禁じます。